

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年十一月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設	
名 称	所 在 地	変 更 事 項	変 更 後
佐伯工業団地休養施設	廿日市市峠二四五番地六四	名 称	権現ハウス